

口 平成二十四年度課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘査し、当該土地又は家屋に係る固定資産額又は都市計画税額を減額せずに平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適當と認めるものとして指定して公示したもの

四 平成二十五年度二分の一減額課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋(平成二十五年度課税土地等を除く。)のうち、次に掲げるものをいう。

イ 平成二十四年度二分の一減額課税土地等であつたもの

ロ 平成二十四年度二分の一減額課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘査し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せずに平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適當と認めるものとして指定して公示したもの

附則第五十五条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋(平成二十五年度課税土地等及び平成二十五年度分の一減額課税土地等を除く。)に対しても、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

6 市町村は、平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課さない限り、平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれ二分の一に相当する額を当該平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十一項及び第十五項中「第三十三項」を「第三十項」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の二」を「第六十五条」に、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第二十三条第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六 特定株式等譲渡対価等 税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座(以下この号及び第六款において「選択口座」という。)に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七条の十一の二第一項に規定する譲渡の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の同項に規定する信用取引等に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額をいう。

第二十三条第四項中「から第十六号まで」次条第一項第七号を「から第十七号まで」に、「並びに第二款第三目」を「第二款第三目」に改め、「第六款まで」の下に「並びに附則第三十五条の二の五第一項から第四項まで」を加える。

第二十四条第一項第五号中「受け取る者」を「受け取る個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十三項の項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第二十四条の三第三項ただし書中「第七十一条の七において同じ」を削る。

第二十五条の二第一項中「又は外国法人」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第三十五項」を「次条第一六項、第一十七項、第二十九項及び第三十二項」に改める。

第二十五条の三第三項「第二十五項、第二十九項及び第三十項」を「及び第十五項から第二十項まで」に、「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第二項中「第三十五項」を「第三十二項」に改め、同条第六项第一号中「第三十五項」を「第三十七項」に改め、同条第二十一項第三号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同条第二十四項中「の法人税割及び利子割」を削り、同条第二十五項中「第三十四項」を「第三十一項」に「第三十五項又は第三十八項」を「第三十二項又は第三十項」に改め、同条第二十六項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第四十項」を削り、「第三十一項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「第四十項」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第二十六項」に改め、「第四十項」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「第二十九項」を「第二十六項」に改め、「第三十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「から第二十六項まで」を「及び第二十五項」に「第二十九項及び第三十項」を「第二十六項及び第二十七項」に「第三十一項」を「第二十八項」に「第四十一項」を「第三十六項」に改め、「第二十六項」の規定による控除を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「第三十項」を「第三十三項」に「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項中「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項を「第三十四項」とし、第三十八項を「第三十五項」とし、第三十九項及び第四十項を削り、同条第四十一項中「第二十九項又は第三十項」を「第二十六項又は第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十二項を削り、同条第四十三項を同条第二十七項とし、同条第四十四項中「第四十八項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十五項を同条第三十九項とし、同条第四十六項を同条第四十項とし、同条第四十七項中「第四十四項若しくは第四十五項」を「第三十八項若しくは第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十八項を第四十三項とし、第四十九項を第四十四項とし、第五十項を第四十四項とし、第五十一項を削る。

第五十五条第一項及び第三項中「若しくは還付すべき額」を削る。

第五十六条第一項中「いい」利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む」を「いう」に改める。

第五十六条の二を削る。

第七百五十五条中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。
第七百五十六条第一項中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第二項及び第三項中「又は書類の備付け」を「の備付け」に改める。

項」を加え、「同条第一項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」、附則第三十五条の二の二第五項」に改める。
附則第八条の二第三項中「第三十四項から第三十八項」を「第三十一項から第三十五項」に、「第三十三条第三十四条項」を「第五十三条第三十一項」に改める。

附則第三十五条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等」を「一般株式等等」に改め、「当該道府県民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十一条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第五項第二号」を「第四項第三号」に改め、同条第一項中「道府県民税の所得割の納稅義務者が」を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等（第六項において「一般株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納稅義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得稅法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項並びに」を「同条第三項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら）を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得稅法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第二項及び第一項」に「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号及び第二号から第五号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該市町村民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百三十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第十項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「市町村民税の所得割の納稅義務者が」を「一般株式等を有する市町村民税の所得割の納稅義務者が当該一般株式等につき」に、「第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得稅法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第四条の十第三項及び第四項」を「第三十七条の十第一項」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら）を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得稅法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」に「株式等」を「一般株式等等」に改め、「に相当する部分に限る。」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「前二項」を「前項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項の規定の適用がある場合には」を「第五項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号及び第三号から第五号までの規定中「附則第三十五条の二第五項」に「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第六号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

〔上場株式等〕に係る裏表新導等に係る直付県民税及び市町村民税の課税の特例)までに、「附則第三十五条の二の四」を「次条」に改め、同条第五項中「特定管理株式又は特定保有株式が株式」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式又は公社債」に、「第三十七条の十の二第一項各句」を「第三十七条の十一の二第一項各号」に、「ことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は附則第三十五条の二の大第十二項に規定する上場株式等」に「及び前条第六項から第十項まで」を「前条第五項から第八項まで及び附則第三十五条の二の大第十一項から第二十項まで」に改め、同条第六項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条を附則第三十五条の二の三とし、附則第三十五条の二の次に次の一条を加える。

する。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」というに対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第八項において準用する前条第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百四十四条の二の規定の適用がある場合に、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

第三十五条の二の一 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等による譲渡所得等を有する場合には、当該

8 7 6 上場株式等を有する市町村民税の所得割の納稅義務者が当該上場株式等につき交付を受ける租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市町村民税に關する規定を適用する。前項に定めるものほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

得金額に係る所得を有する場合には、当該未払株主譲渡所得金額の計算（第三十一条第一項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項において準用する前条第四項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定がある場合に

は、その適用後の金額)をいう。)の百分の一に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 税特別措置法第二十七条の十一第一項に規定する上場株式等（第六項、次条及び附則第三十五条の三の一において「上場株式等」というを有する道府県民税の所得割の納稅義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第二十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所徴税法及び税特特別措置法第一章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る収入金額とみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

「国内販賣等に係る」の下は「利子所得の金額及び」を加え、「以外の販賣等に係る」を「以外の利子等及び配当等に係る利息所得の金額及び」に改める。

同条第四項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第一項」と「

般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「租税特別措置法第三十七条の十一第一項の規定により読み替えて準用する

される同法」と「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税

5 謙波所得等の金額】と読み替えるものとする。

の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三百三十二条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該市町村民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百三十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものと

「第九項（同法第三十七条の十三の二第十項）」に改め、同条第十一項中「平成」「十一年度分」を「平成」「十九年度分」に、「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二の二第五項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等」に改め、同条第十四項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第十五項中「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二の二第五項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十六項中「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等」に改め、同条第十七項中「附則第三十五条の二第六項から第九項まで」を「附則第三十五条の二の二第五項から第七項まで」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第三十五条の二第六項中」を「附則第三十五条の二の二第五項中」に改め、同条第十九項中「第三十七条の十二の二第十一項（同法第三十七条の十三の二第十項）」に改め、「第十三条の二第七項」を「第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項）」に改める。

14 前項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額としてとする。
附則第三十五条の三第九項中「第十一項及び第十二項」を「第十三項、第十五項及び第十六項」に、「第十六項」を「第二十項」に、「附則第三十五条の二第六項から第十項まで」を「附則第三十五条の二第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に、「第一項及び第三項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十一項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「において第三項」を「において第五項」に、「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第十四項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第四項まで」を「第五項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第三項まで及び附則第三十五条の二の二第一項から第三項まで」に、「同条第一項」を「附則第三十五条の二第一項中「計算した金額」であるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、附則第三十五条の二の二第一項に、「（計算した金額）（附則第三十五条の三第三項）」を「（計算した金額（附則第三十五条の三第五項）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項及び前項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「金額」の下に「第三項又は」を加え、「第六項」を「第八項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係ることについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。」に限り、附則第三十五条の二第一項後段の規定にかかるわらず、当該納稅義務者の附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

